

介護老人保健施設めぐみ 短期入所療養介護及び 介護予防短期入所療養介護利用約款 （従来型）

令和6年4月1日作成

令和6年8月1日改訂

令和6年9月1日改訂

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設めぐみ（以下「当施設」という。）は、要支援1・2、経過的要介護又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び身元引受人は、当施設に対し、短期入所療養介護サービス及び介護予防短期入所療養介護サービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更がある場合は、利用者及び現身元引受人が互いの了承に基づいて新たな身元引受人を選定し、当施設に対して申しでることとします。その後、当施設は利用者及び新たな身元引受人に対し、説明を行い、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1及び別紙2の改訂が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本約款に定める第5条各号のいずれかに該当し、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護利用の解除・終了が行われた利用者が、再度当施設の短期入所療養介護利用及び介護予防短期入所療養介護利用を希望する場合は、利用者及び身元引受人に対し、当施設医師又は施設長の判断にて新たに同意書を頂くことがあります。

（身元引受人・連帯保証人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ）であること

② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間

内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但し書の場合はこの限りではありません。

- 5 利用者が連帯保証人を立てる場合、連帯保証人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 6 身元引受人及び連帯保証人の請求があったときは、当施設は身元引受人又は連帯保証人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護利用の解除・終了(退所)の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了する事ができます。但し、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護利用の解除・終了の意思表示を行う場合は当施設医師又は施設長の許可を以ってこれを承認することとします。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、下記に掲げる事項に該当する場合には、本約款に基づく短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護サービス及び介護予防短期入所療養介護サービスの提供を超えると、当施設医師、施設長の何れかが判断した場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款第6条に定める利用料金を支払い納付期日から換算して2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず督促日から換算して7日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行い、当施設のサービスを尽くしてもこれを防止できない時
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設の運営が困難であり、且つ利用者及び身元引受人に対し、適切な短期入所療養介護サービス及び介護予防短期入所療養介護サービスが提供できない状態の場合。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人又は連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された毎月ごとの合計金額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い発生した金額の合計金額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者及び身元引受人又は連帯保証人が指定する送付先（別紙短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護同意書内項目参照）に対し、前月料金の合計金額の請求書及び明細書を、毎月15日迄（但し、休日・祝祭日にかかる場合は送付期日が前後する場合があります）に送付し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計金額をその月の末日（支払い納付期日）までに支払うものとし、なお、支払いの方法（別紙2、3（3）参照）は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人又は連帯保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人又は連帯保証人が指定する送付先に対して、領収書を送付します（別紙2、3（3）参照）

（記録）

- 第7条 当施設は、利用者の短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。（診療録については、5年間保管します。）
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人又は連帯保証人その他の者に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。
 - 3 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
 - 4 当施設は、身元引受人又は連帯保証人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めた時は、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人又は連帯保証人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
 - 5 前項は、当施設が身元引受人又は連帯保証人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
 - 6 当施設は、利用者及び身元引受人又は連帯保証人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めた時は、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

（身体拘束等）

- 第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、当該利用者及び他の利用者の生命の安全を考慮し、当施設医師又は施設長の判断により、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。その際には利用者及び身元引受人に対し上記の説明を行い、同意を得た上で（緊急やむを得ない場合には説明・同意を行わないで上記の行為を行うことがあります）、当施設医師又は施設長又は指示を受けた看護職員、介護職員、その他の当施設職員が、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を個人記録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員及び退職した職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。

但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務の観点から、情報提供を行うこととします。

① 介護保険サービスの利用のための市区町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護利用者の病状変化に伴う協力機関等への受診又は入院時の際の情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

② 介護保険サービスの質の向上の為に学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護サービス及び介護予防短期入所療養介護サービスでの対応が困難な状態、又は当施設医師が専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人又は身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 短期入所療養介護サービス及び介護予防短期入所療養介護サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 当施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、併設・協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は利用者の身元引受人、若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者及び身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることが出来ます。方法として、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることが出来ます。

(賠償責任)

第13条 短期入所療養介護サービス及び介護予防短期入所療養介護サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者又は身元引受人若しくはその家族等が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

(合意管轄)

第15条 本約款同意に関してやむを得ず訴訟となる場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

<別紙 1>

介護老人保健施設めぐみのご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人社団自靖会 介護老人保健施設めぐみ
- ・開設年月日 平成16年10月 1日
- ・所在地 東京都江戸川区東小松川2丁目7番1号
- ・電話番号 03-5661-3861 ・ファックス番号 03-3674-7028
- ・管理者名 福井 正徳
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1357081292号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設めぐみの運営方針]

よりよい在宅生活を維持・継続するために、ご利用者様・ご家族様・地域との連携を大切にし、ご利用者様の自立と尊厳を支えるため、専門職による質の高いケアの提供に努めます。また地域の保健・医療・福祉の発展に貢献します。

(3) 施設の職員体制(入所・短期・通所含む)

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・医 師	1人以上		0	利用者の日常的な医学的対応
・看護職員	9人以上		0	医師の指示に基づく医療行為
・介護職員	22人以上		4人以上	施設サービス計画に基づく介護
・支援相談員	3人以上		0	利用相談・外部機関との連携
・理学療法士	5.4人以上		0	リハビリテーションプログラムの作成・機能訓練実施及び指導
・作業療法士				
・言語聴覚士				
・栄養士	1人以上		0	利用者の食事管理・栄養指導等
・介護支援専門員	2人以上		0	認定更新手続き・サービス計画立案
・事務職員	2人以上		0	療養上必要な事務処理
・その他				

(4) 入所定員等

- ・定員 88名
- ・療養室 2人室 6室 4人室 19室

2. サービス内容

当施設の利用サービスは、居宅における生活への復帰を目指して利用者に関わるあらゆる職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて利用者の病状及び、心身の状態に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活の世話とします。

- ① 短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます）
朝食 7時30分～ 8時15分
昼食 12時00分～13時00分
夕食 18時00分～19時00分
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。但し、利用者の身体の状態に応じて、当施設医師、かかりつけの医師の判断の下、中止若しくは清拭対応となる場合があります。また、利用日数によっては入浴サービスを提供できない場合がありますのでご了承下さい。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 理美容サービス（ご希望により実施します）
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関
 - ・ 名 称 松江病院
 - ・ 住 所 東京都江戸川区松江2丁目6番15号
 - ・ 電 話 03-3652-3121
- ・ 協力医療機関
 - ・ 名 称 同愛会病院
 - ・ 住 所 東京都江戸川区松島1丁目42番21号
 - ・ 電 話 03-3654-3311
- ・ 協力医療機関
 - ・ 名 称 京葉病院
 - ・ 住 所 東京都江戸川区松江2丁目43番12号
 - ・ 電 話 03-3654-8211

- ・ 協力医療機関
 - ・ 名 称 イムス東京葛飾総合病院
 - ・ 住 所 東京都葛飾区西新小岩 4 丁目 18 番 1 号
 - ・ 電 話 0 3 - 5 6 7 0 - 9 9 0 1

- ・ 協力歯科医療機関
 - ・ 名 称 はが歯科医院
 - ・ 住 所 東京都江戸川区松江 1 丁目 15 番 16 号
 - ・ 電 話 0 3 - 5 6 0 7 - 1 5 1 5

- ・ 併設医療機関
 - ・ 名 称 井口腎泌尿器科・内科 親水
 - ・ 住 所 東京都江戸川区東小松川 2 丁目 7 番 1 号
 - ・ 電 話 0 3 - 5 6 6 1 - 3 8 7 2

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 当施設をご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	・受付時間は、9：00～19：00迄とします ・面会時間は、10：00～17：00迄とします。 ・来所者は時間を厳守し、来所時には必ず面会簿にご記入下さい。
外出	・外出は施設管理者又は施設長、若しくはその権限を委譲された代行者の許可を得てから行う事とします。その際は所属ステーションに申し出を行い、申請用紙に必ず行き先と帰宅日時を記載して頂きます。 ・時間変更等がある場合は連絡をください。食事の用意に支障が発生しますのでご留意下さい。 ・施設には原則19：00までにお帰り下さい。
入所中の病院受診	・介護老人保健施設では、専門的な治療が出来ない場合があります。体調不良等の身体的な変化が生じた場合は、医師の指示により、精査等が必要な場合は病院への受診を受けて頂きます。その際の通院の付き添いをご家族様へお願いしております。
連絡・報告	・入所後様々な事情、用件により、ご家族若しくは代理人へ電話連絡が行われます。 ・住所、電話番号など変更された場合は、速やかに施設へお知らせください。
居室・設備器具の利用	・居室、設備、備品の利用は、施設職員に使用方法を聞き十分注意して取り扱い下さい。これに反した利用により、破損などが生じた場合、弁償して頂くことがあります。 ・入所中、処遇上の理由で居室が変更になる場合がございます。
所持品・備品	・所持品、備品の持ち込みは施設職員にご相談ください。（入れ歯、補聴器はケースも用意して下さい） ・電化製品の持ち込みについては、申告して頂きます。テレビ、冷蔵庫の持ち込みはご遠慮ください。 ・テレビは備付になっております。カード式ですので、1階事務室前の販売機でお求めください。
貴重品・金銭所持品について	・貴重品、金品の一切の持ち込みはご遠慮ください。（時計、眼鏡利用の場合は、記名をお願いします）また、施設内及び通所デイケア内においても、所持品の管理に努めてまいります。万が一紛失あるいは破損などが発生致しました場合、故意あるいは重大な過失がある場合を除きこれらの所持品の賠償等については、責任を負いかねます。
動物飼育	・施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
飲酒・喫煙	・当施設では、飲酒、喫煙はお断りしています。
飲食	・施設外からの飲食物の持ち込みは、ご相談ください。
宗教・政治活動	・施設内での他利用者に対する、宗教の勧誘、執拗な政治活動等のご遠慮下さい。
迷惑行為	・騒音等、他利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、他利用者の居室等に立ち入らない様にして下さい。
携帯電話	・個室または各階フロア所定の場所にて使用可能となります。 ・ペースメーカーの方もおりますので、電源をお切りください。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 建物は耐火構造物で、天井・壁・カーテン等是不燃材を使用しており消防法上、甲種防火対象物となっています。消防設備としては、スプリンクラー・消火器・補助散水栓・自家発電設備・自動火災報知器・消防署への火災通報装置・非常警報器・非難器具・誘導灯・防火扉等を備え上記消防設備は、有資格者による年1回の法定点検（消防署への届出）・及び半年ごとの点検が義務づけられていて、これらを定期的に行っています。
- ・防災訓練 消防法上、年2回以上の消火・通報及び避難訓練を消防機関に通報の上、行なわなければならないこととなっており、当施設では消防署立会いのもと、避難・誘導訓練、消火器を使用しての消火訓練も行なっています。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話03-5661-3861）

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。また、事務室に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

当施設以外に、行政の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

・江戸川区役所 福祉部介護保険課 事業所調整係 電話：03-5662-0032
(月～金 9:00～17:00)

・東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 電話：03-6238-0177
(月～金 9:00～17:00)

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙 2>

短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証と負担割合証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護は、要介護者、要支援 1・2 及び経過的要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人・身元引受人の希望を十分に取り入れ、説明を行い、同意を得てからサービスを提供いたします。

3. 利用料金

(1) 基本料金

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度と介護保険負担割合証によって利用料が異なります。以下は 1 日あたりの自己負担分です。但し、2 割の場合は 2 倍、3 割の場合は 3 倍負担になります。）

《短期入所療養介護》

多床室

- ・要介護 1 9 0 5 円
- ・要介護 2 9 6 0 円
- ・要介護 3 1, 0 2 9 円
- ・要介護 4 1, 0 8 7 円
- ・要介護 5 1, 1 4 7 円

《介護予防短期入所療養介護》

多床室

- ・要支援 1 6 6 9 円
- ・要支援 2 8 4 4 円

(2) 加算料金

- ・夜勤職員配置加算(2 7 円)/日

利用者等の数が 20 またはその端数を増すごとに 1 以上であり、且つ 2 を超えている場合に 1 日につき 26 円が算定されます。

- ・個別リハビリテーション実施加算 (2 6 2 円/日)

医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション系カウを作成し、当該個別リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別にリハビリテーションを行った場合に 262 円が算定されます。

・ **認知症行動・緊急症状緊急対応加算(7日を限度) (218円/日)**

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所療養介護が利用することが適当であると判断した場合218円が算定されます。

・ **緊急短期入所受入加算 (99円/日) (短期入所療養介護のみ)**

利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所の必要があると認め、居宅サービス計画書にない緊急的な利用に対応した場合、利用開始日から7日以内を限度として99円が算定されます。

(利用者家族の疾病などやむを得ない事情がある場合は14日を限度)

・ **重度療養管理加算 (131円/日)**

要介護4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態である者に対して医学的管理のもと、短期入所生活を行った場合131円が算定されます。

・ **在宅復帰在宅療養支援機能加算 I (56円/日)**

下記①～③を満たし在宅復帰・在宅療養支援等指標においても点数要件を満たした場合に基本報酬に包括化して算定されます。

①退所時指導等：入所者の退所時に、入所者及び家族等に対して、退所後の療養上の指導を行っており、且つ入所者の退所後30日以内に、居宅訪問又は指定居宅介護支援事業所から情報提供を受け、在宅生活が1月以上継続する見込みであることを確認、記録していること。

②リハビリテーションマネジメント：入所者の機能維持回復を図り、必要なりハビリテーションを計画的に行い適宜評価していること。

③地域貢献活動：地域に貢献する活動を行っていること。

・ **送迎加算 (201円：片道あたり)**

利用者の心身の状態、家族等の事情からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と施設の間の送迎を行う場合に201円(片道)が算定されます。

・ **総合医学管理加算(300円/日)**

治療管理を目的とした利用者に対して、**診断等に基づき**、治療方針を決め、投薬、検査、注射、処置等を行い、利用者の主治医に対して、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報提供を行った場合に**10日を限度として**300円が算定されます。

・ **療養食加算 (9円/食)**

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する治療食等が提供された場合に9円が算定されます。

・ **口腔連携強化加算(55円/回)**

下記の内容を満たした場合に55円が算定されます事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し当該評価の結果を情報提供した場合に算定されます。

・ **緊急時治療管理 (565円：1月に1回、連続する3日限度として)**

入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理としての投薬、注射、処置等を行った場合に算定されます。

・ **特定治療 (診療報酬に应じる)**

緊急やむを得ない事情により施設で行われた特定の処置や手術・麻酔等については診療報酬に应じて算定された金額が算定されます。

- ・ **生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (11円/月)**

下記の要件を満たす場合、1月につき11円が算定されます。

- ・ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にこなしていること。
- ・ 見守り機器などのテクノロジーを1つ以上導入していること
- ・ 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。

- ・ **サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(20円/日)**

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合に20円が算定されます。

- ・ **介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 令和 6年 5月 31日まで**

介護職員の確保に向けて、介護職員の処遇改善の為の措置を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が入所者に対し、施設サービスを提供した場合、算定した単位数の1000分の39に相当する単位数が算定されます。

- ・ **介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 令和 6年 5月 31日まで**

介護現場で働く職員の確保に向けて、介護職員の処遇改善の為の措置を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が入所者に対し、施設サービスを提供した場合、算定した単位数の1000分の21に相当する単位数。

- ・ **介護職員等処遇改善加算Ⅴ(Ⅰ) 令和 7年 3月 31日まで**

介護現場で働く職員の確保に向けて、介護職員の処遇改善の為の措置を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が入所者に対し、施設サービスを提供した場合、算定した単位数の1000分の67に相当する単位数。

③ 食費 1日あたり

- ・ 第1段階 300円 ・ 第2段階 390円 ・ 第3段階① 650円
- ・ 第3段階② 1,360円 ・ 第4段階 2,100円

④ 滞在費 1日あたり

- ・ 第1段階 0円 第2、3段階①、② 430円
- ・ 第4段階 500円

(2) その他の料金

① 特別室利用料

- ・ 2人室 2,200円

② 理美容代 実費(3千円～6千円程度。別途資料をご覧ください。)

その他(利用者が選定する特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費等)は、別途資料をご覧ください。

(3) 支払い方法

- ・ 毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、銀行振込、クレジット払いの2つの方法があります。

個人情報の利用目的

介護老人保健施設めぐみでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている利用者及び身元引受人・ご家族の個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当核利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業所等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・介護保険サービスの利用の為の区市町村へ情報提供をする場合
- ・適切な医療の為医療機関等への情報提供をする場合

介護老人保健施設めぐみ 短期入所療養介護 及び介護予防短期入所療養介護利用同意書

介護老人保健施設めぐみを入所利用するにあたり、介護老人保健施設短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護利用約款及び別紙１、別紙２、別紙３を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

＜利用者＞

住 所

氏 名

印

＜身元引受人＞

住 所

氏 名

印

＜家族代表・連帯保証人＞

住 所

氏 名

印

続柄（ ）

介護老人保健施設めぐみ

施設長

殿

【本約款第６条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

ふりがな		続柄	
・氏名			
・住所	〒		
・電話番号			

【本約款第１０条３項の緊急時及び第１１条３項事故発生時の連絡先】

ふりがな		続柄	
・氏名			
・住所	〒		
・電話番号			